

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【1】部落問題解決にむけた施策等の推進にあたって

（1）公務労働に従事する者による部落差別事件があいついで発生しており、公務労働に従事する者の人権教育（部落問題研修）の内容・あり方に懸念する。大阪府としての基本的な考え方を示されたい。大阪府の関係職員（会計年度任用職員等含む）の体系的・系統だった人権教育研修（部落問題研修）のあり方について示されたい。

（回答）

- 自治体職員による部落差別事象は、起きてはならないことと認識しており、一昨年度の大阪港湾局職員に引き続き、今回の大阪市建設局職員による事案は誠に遺憾であります。
- 府としても、行政に携わる者には、基本的人権の尊重はもとより、法令を遵守し、差別を許さない高い倫理観と人権意識が求められるものと認識しております。
- そのため、府では、人事課が実施する研修においては、府職員として求められる人権意識の向上や人権感覚の涵養等について、基本的な考え方を身につける機会として、人権局が実施する研修においては、同和問題の歴史的経緯や差別事象を察知した場合の対応など、より専門的・具体的な理解を深める機会としております。
- また、各部局が実施する研修についても、それぞれの業務内容に応じたより専門的な内容としており、庁内全体として一体的かつ体系的に学べるよう取り組んでおります。
- こうした体制のもと、今後は、庁内各部局の協力・理解を得ながら、伝達研修や部局研修の手法も活用し、概ね3年程度で、全職員が同和問題に関する研修を受講できるよう進めていきます。
- 今後とも、人権局が中心となって研修担当部局と連携を図りながら、同和問題に関する研修の充実に努めていきます。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【1】部落問題解決にむけた施策等の推進にあたって

（3）大阪府同和问题解決推進審議会の運営と活性化にあたって

- ①大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査」の分析が進められている。一方でいくつかの自治体（同和地区を有する自治体）で実施された「人権問題に関する市民意識調査」結果などの協力を得るなどで、同和地区（被差別部落）及び同和地区出身者（被差別部落出身者）に対する意識状況（忌避意識の傾向等）を審議課題として取り上げられたい。
- ②同審議会で、前述した公務労働に従事する者による部落差別事象の分析等を深められ、新たなに懸念される事項、講ずるべき措置、あり方について論議を積み上げられたい。
- ③2030年に予定されるであろう「人権問題に関する府民意識調査」とは別に「部落問題（同和地区）に関する意識調査」を検討されたい。

（回答）

- 同和問題の解決は、今なお重要な課題であり、差別のない社会の実現に向けて、引き続き真摯に取り組んでいく必要があると認識しております。
- 大阪府同和问题解決推進審議会は、同和問題の解決に関する重要事項について調査審議を行う知事の附属機関であり、部落差別解消推進法の趣旨も踏まえ、相談体制の充実や教育・啓発を推進するにあたって、ご議論いただく場として、引き続き、必要に応じて開催し、審議議題については、今後、開催時期と併せて検討を進めていきます。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【2】「府ネット上の差別解消条例」と「情プラ法」の具体化に関して

（1）「府ネット上の差別解消条例」と「情プラ法」の趣旨・目的、その内容等に関する周知・啓発の強化にむけた大阪府としての基本方針を打ち出すべきと考えるが見解等を示されたい。

（回答）

- 府では、条例に基づき、専門相談窓口「ネットハーモニー」を設置し、被害者・加害者への支援を行うとともに、出前授業等による府民のリテラシー向上や、不当な差別的言動への削除要請・説示に取り組んでいます。
- 令和7年4月に施行された情報流通プラットフォーム対処法（以下「情プラ法」という。）により、大規模プラットフォーム事業者には削除対応の迅速化や透明化が義務づけられ、今後、インターネット上の人権侵害の解消が一層進むものと考えております。
- まずは、こうした取り組みが実効性あるものとなるよう国に対し、情プラ法の周知・啓発を強化するよう申し入れしているところです。
- 府においても、情プラ法や条例の内容について、ホームページ等を活用するとともに、ネットハーモニーの周知については、LINE や Google でのWEB 広告や大阪メトロ全駅でのポスター掲示などに加え、JR や私鉄でのポスター掲示、府内全小中高校生約 90 万人に広報カードの配布等、周知・啓発を強化しているところです。
- 今後とも、府民や事業者等に対し、わかりやすく、効果的な周知・啓発の強化に努めてまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【2】「府ネット上の差別解消条例」と「情プラ法」の具体化に関して

（2）「情プラ法」対応の削除要請の取り組みに関わる懸案課題について、大阪府としての基本認識とその解決にむけた方策を示されたい。

（3）わが方としては「情プラ法」対応の削除要請に関して、被害を受けた個人が自らの意思で削除を要請し、「削除されたか否かの回答及びその理由」を受けることができる仕組みとして、これまでにはない取り組みであることを一定評価しているところ。しかし「削除要請がなされても、削除の有無」すら返答されないといった現状がある。府ネット上の差別解消条例をふまえて、大阪府としてどのような対策及び支援策等を講じられるのか、見解等を示されたい。

（回答）

- インターネット上の人権侵害を解消していくためには、情プラ法に基づく削除対応の実効性を高めていくことが大変重要であると考えております。
- 現状では、情プラ法に基づく申請手続きが専門的かつ複雑であることや、大規模プラットフォーム事業者が削除要請を受け付けた場合、原則 7 日以内に判断を通知することとなっていますが、その通知がなされていない事例があること、被害者が削除要請を実施するためにアカウントを取得しないといけないこと、など様々な課題があると認識しています。
- 先般、国において運用の改善に向けた勧告も出されておりますが、インターネット上の人権侵害を解消するためには、府として把握している前述の個別具体の課題の改善について、着実に改善が図られる必要があると考えており、国や事業者に対し、必要な申入れを行っているところです。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【2】「府ネット上の差別解消条例」と「情プラ法」の具体化に関して

（4）ネット上の誹謗中傷・差別への対策について「泣き寝入りさせない」「二次被害を防止する」などの取り組みも包括した重層的なセーフティネットを構築するべきと考えるが、大阪府としての見解と方向性を示されたい。

（回答）

- インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を解消していくため、府では、ネットハーモニーに寄せられた相談について、情プラ法に基づく削除申出への助言・支援を行うとともに、プラットフォーム事業者に削除要請等を行っています。あわせて、市町村と連携し、人権侵害情報に関する報告を頂くこととなっており、それらの情報について、プラットフォーム事業者への削除要請等を行っています。
- こうした中、府としては、ネットハーモニーに寄せられた相談や市町村からの報告を収集・蓄積・分析し、立法事実を積み重ねることで、情プラ法の実効性がより確実なものとなり、インターネット上の人権侵害の解消が一層進むと考えているため、今後より一層、情報を蓄積・分析を図ることで、国に対し適切な改善を求めていくこととしているところです。
- 今後とも、府としては、条例に基づき、インターネット上の人権侵害の解消に向けて、着実かつ適切に推進してまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【2】「府ネット上の差別解消条例」と「情プラ法」の具体化に関して

（5）「インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針」を有している意義とその主体的な基本姿勢を強く押し出すため、ネット上の差別を禁止する規定を明記した「ネット上の差別解消条例」の改正を検討されたい。

（回答）

○ 府では、条例に基づき、実効性のある対応を推進することが重要であるとの考えから、行政指導による現行の運用を進めてまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【2】「府ネット上の差別解消条例」と「情プラ法」の具体化に関して

（6）大阪府が実施する人権相談体制のあり方に関して、下記の諸点について見解等を示されたい。

- ①府ネット上の差別解消条例をふまえて実施されているネットハーモニーでの対応状況とそれをふまえた大阪府としての現時点での評価を示されたい。

（回答）

- ネットハーモニーは、被害者に生じた不利益や不安等を解消するなど被害者の心理的負担の軽減等を図るとともに、加害者の誹謗中傷等を抑制するため、インターネット上のトラブルに関する相談を幅広く受け付ける専門相談窓口として、令和5年11月に開設しました。
- ネットハーモニーの実績につきましては、令和7年度は628人の方から、延べ1,005件の相談を受け付けております。また、令和8年度は、4月から6月までに、166人の方から、延べ249件と前年同期比で39%増となっております。
- こうした実績は、ネットハーモニーがインターネット上の誹謗中傷やトラブルで悩んでいる府民にとって重要な相談窓口として着実に機能し、その役割を一層高めていることを示しているものと認識しております。
- 今後とも、相談者に寄り添い、安心を与える対応を心がけ、府民が被害者にも加害者にもならないよう、相談体制の充実に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【3】改定された「おおさか男女協働参画プラン」「困難女性支援法に基づく府基本計画」の具体化に関して

（2）身体的・精神的な被害を受けた女性の治療及び救済にむけたワンストップ支援センター機能としての「医療連携」の進捗状況と今後の計画について示されたい。

（回答）

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについては、令和7年度から補助事業を委託事業に変更するとともに、医療機関との連携型に移行し、これまでの産婦人科だけでなく、中長期の支援において必要となる精神科など、令和8(2026)年7月31日時点で47機関に拡充しました。
- 今後は、協力医療機関で構成する「性暴力被害者支援ネットワーク連携・協力会議」において、支援内容や事例共有、症例検討を通じ、診療の標準化や二次被害の防止等を図っていきます。

（回答部局課名）

政策企画部 危機管理室 治安対策課

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【４】「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の改定にあたり、下記の諸点について回答されたい。

（１）改定にあたり「困難女性支援法に基づく府基本計画」で示されている基本理念などとの整合性をどのようにはかられようとしているのか考え方を示されたい。

（回答）

- 「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」は、今年度が計画の最終年度となることから、大阪府男女共同参画審議会へ改定の諮問を行い、現在、新計画の策定に向けた作業を進めているところです。
- 一方、令和６年に策定された「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」についても、現在、新計画策定に向けた作業を進めていることから、それぞれの計画の策定検討部会への相互出席や、スケジュールの共有、事前の意見交換等を通じて、計画間で考え方にずれが生じないように、引き続き、取り組んでまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 男女参画・府民協働課

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【４】「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の改定にあたり、下記の諸点について回答されたい。

（２）「女性相談支援員」の配置状況とも関わって、相談・支援に地域間格差を生じさせないように各基礎自治体で担当する相談窓口と連携をとったバックアップ・フォローアップ等の取り組みを推進されたい

（回答）

- 各基礎自治体における相談・支援体制に地域間格差が生じないよう、市町村の相談員及び相談事業関係者を対象としたブロック別情報交換・事例検討会を開催しています。
- 具体的には、福祉部女性相談センターとの連携・協力のもと、市町村が提示する困難事例への対応や具体的な助言等を行い、相談員の相談対応力の向上や人材育成に資する内容としています。
- また、福祉部女性相談センターでは、市町村の女性相談支援員が支援対象者のニーズに応じた相談や支援ができるよう、随時、助言などの支援を行っています。さらに、大阪府及び市町村女性相談支援員連絡会議を定期的に実施し、女性相談支援員相互のネットワークの構築を支援しています。
- 引き続き、このような機会を通じて、基礎自治体の相談窓口に対するフォローアップに努めてまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 男女参画・府民協働課

福祉部 子ども家庭局 家庭支援課（下線部について回答）

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【４】「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の改定にあたり、下記の諸点について回答されたい。

（３）各市町村の「女性相談支援員」や「人権相談員」などを対象に「複合的差別の視点」に関する専門研修を実施・推進されたい。

（回答）

- 女性をめぐる課題は複雑化、多様化しており、その背景もさまざまです。そのため、個々の女性に対する支援において、複合的な課題やその背景を理解することは、大変重要であると認識しています。女性相談支援員の研修は、多様な背景を理解することの重要性が前提とされており、大阪府及び市町村女性相談支援員連絡会議等において、複合的な課題を抱える事例検討を行うなど、複合的な課題にかかる理解促進に努めております。
- あわせて、女性相談支援員をはじめ、人権相談員につきましても、各自治体で実施している既存の人権研修はもとより、一般財団法人大阪府人権協会に委託し開催している「大阪府人権総合講座」の幅広い科目の受講を呼びかけていくことで、昨今の社会情勢や新たな人権課題への理解を深め、複合的差別の視点を養う研修機会としていきます。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 家庭支援課

府民文化部 人権局 人権擁護課（下線部について回答）

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【5】府立高校改革と不登校支援に関して、下記の諸点について見解等を示されたい。

（1）府立高校改革アクションプランに関して①多様な背景を有する生徒への教育権保障、②再就学（再学習）支援方策に関して、進捗状況と方向性を示されたい。

（回答）

- ①大阪府教育庁では、今年度を「府立高校改革アクションプラン始動元年」として位置づけ、多様な学びの保障に係る取組として、プランを踏まえてエンパワメントスクールやステップスクール、学びの多様化学校、定時制、通信制高校における学校改革の取組を進めているところです。また、各校共通の取組として、不登校対策や日本語指導に係る支援の充実、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進等にも取り組んでいます。
- 取組例としまして、不登校対策については、「不登校支援パッケージ2026」として不登校児童・生徒への包括的な支援の充実に取り組むこととし、府立高校においてはスクールカウンセラーの重点配置に加え、スクールソーシャルワーカーについては拠点校を拡充する等、取組を強化しています。また、本年4月に不登校生徒等に対する新たな学びの選択肢として、学びの多様化学校「大阪府教育センター附属高等学校窓明分校」を設置するとともに、不登校の小中高校生を対象とした「大阪府学びのアクセスセンター（LACO）」を開室し、発達段階に応じた相談支援などに取り組んでいます。
- 日本語指導に係る支援については、大阪わかば高校の令和10（2028）年度からの日本語指導拠点校化に向けた準備や、今年度からの教育サポーター派遣の大幅な拡充などに取り組んでいます。
- 引き続き、プランを踏まえて多様な学びの保障に向けた取組の強化を図ってまいります。
- ②一度も高校や支援学校高等部等に進学したことがない方や、高校等での学びを修了していない方に対して、公立高校への就学機会を確保しています。
- 中でも、高校を中途退学したり、中学校卒業後から一定期間が経過したり

して、全日制の課程で学ぶことに心理的ハードルがある場合には、夜間定時制や通信制の課程に加え、昼夜間単位制など単位制高校として個人の生活スタイルや学びに応じた自由な時間割を設定できる学校も設置しています。

- 加えて、定時制及び通信制高校が開設している一部の科目について、一般府民が聴講できる制度も設けています。
- また、中途退学者等が社会的・経済的に孤立することなく、自らの状況に応じて進学や就労などの進路選択ができるよう、中途退学者等に対し、進学・就労・相談支援に関する情報を掲載した「あなたの将来を支援するリーフレット」を配付し、関係機関や支援制度につなげる取組みを行っています。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高校改革課
教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【5】府立高校改革と不登校支援に関して、下記の諸点について見解等を示されたい。

（2）2028年度以降の入学者選抜に関して、テストの結果で序列化した入試から「学校ごとの方針にあった生徒を評価する入試」へとカジを切ることになった。生徒が有するストレングスが評価されることになっているかどうか、「学校特色枠」で受け入れる各校のアドミッション・ポリシーの公表状況等を示されたい。

（回答）

- 平成 28（2016）年度から実施している現行の選抜制度では、合格者の決定にあたり、総合点による判定に加え、自己申告書等を用いたアドミッション・ポリシーによる判定を行ってきました。
- 一方で、令和 6（2024）年 8 月の大阪府学校教育審議会答申において、現行のアドミッション・ポリシーによる判定は、「対象者が限定的となっており、多くの学校において特徴を出しにくい制度となっている」ことに加え、「今日的な課題として、高等学校段階における不登校や中途退学・転学が依然として高水準で推移しているため、その解決策を講じる必要がある」との指摘がありました。
- このことを踏まえ、大阪府教育委員会においては、これまでの基本的な 4 つの理念に加え、生徒の個性や可能性を引き出すとともに、より各校の特色と受験生の興味・関心とが合致する選抜制度とすることを理念とし、令和 7（2025）年 3 月に令和 10（2028）年度以降の府立高等学校入学者選抜制度改善方針を定め、学校特色枠を設定することとしました。
- また、高等学校の入学に向けて、高等学校と入学生の双方の準備期間を十分に確保し、入学生が中学校から高等学校にスムーズに進学できるよう、現行の選抜日程を整理しました。
- 令和 7（2025）年 7 月には新たな選抜制度の詳細について公表し、それを周知するため、10 月には令和 10（2028）年度選抜を受験する当時の中学校 1 年生を対象に、リーフレットを配付するとともに、制度に関する説明動画及びウェブページを作成し公開しました。

- 新たな一般選抜（全日制の課程）で実施する学校特色枠については、スクール・ミッション、スクール・ポリシーを踏まえて募集するという観点から、各校においては、教職員のみならず、学校運営協議会に加え、在校生、保護者等からの意見も参考にしながら作成することとし、令和7（2025）年11月及び令和8（2026）年2月に令和10（2028）年度以降のアドミッション・ポリシーとともに公表しました。
- 引き続き、新たな入学者選抜制度の方針や具体的な制度について丁寧に周知するとともに、これまで以上に中学校・高等学校間の連携を密にし、切れめない指導や支援を行える体制について検討してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【５】府立高校改革と不登校支援に関して、下記の諸点について見解等を示されたい。

（５）地域共生社会を担う「人権と福祉マインド」を有する人材育成を早期（義務教育段階）から推進することが重要と考えるが、府教育庁としての基本認識と方向性等を示されたい。

（回答）

- ともに生きる社会の実現を担う人材を育成するという観点において、教育の果たす役割は重要であると認識しています。
- 大阪府教育庁においては、「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」を策定し、国・府の関係部局、市町村、関係機関・団体等と連携して、人権が尊重された社会をめざす教育施策を推進してきたところです。市町村教育委員会へは、子どもたちが、障がい者や高齢者などとの出会いや体験活動等を通じて、福祉の意味や役割について理解を深める福祉教育の推進について示しています。
- 今後も、国の動向や「大阪府人権教育推進計画」の内容も踏まえながら、福祉・ボランティアに関わる学習などを通じて、子どもたちが人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を養い、自他の人権を守り行動する力を身につけることができるよう、引き続き、人権教育の推進に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 人権教育企画課

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【8】「大阪府人権教育推進計画（以下「計画」という。）」の改定にあたって（１）各部局が作成する計画に、どのように人権教育の視点が盛り込まれているのか。各部局が策定した計画の中に人権教育の視点が盛り込まれている内容をそれぞれ示されるとともに、あらためて「計画」との関係について説明されたい。

（回答）

- 人権教育推進計画は、府施策の各分野において人権意識の高揚を図るための施策が着実に推進されるよう、①人権教育の推進、②人権教育に取り組む指導者の養成、③府民の主体的な人権教育に関する活動の促進、④人権教育に関する情報収集・提供機能の充実という、施策の４つの基本方向を示すとともに、施策推進にあたっての留意点をまとめたものです。また、本計画は、人権教育に係る府の様々な施策計画に対する上位計画という位置づけです。
- これを踏まえ、例えば、府民文化部の「大阪府在日外国人施策に関する指針」では府民の理解促進を目的とした啓発の一層の充実等について、福祉部の「大阪府子ども計画」では学校における人権教育を推進するための教員研修の実施等について、それぞれ位置づけるなど、各部局が策定する各種計画等において人権啓発や研修を含めた人権教育の視点が盛り込まれており、関係部局が連携して様々な施策を実施しているところです。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権企画課

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【8】「大阪府人権教育推進計画（以下「計画」という。）」の改定にあたって（2）改定計画において「個別の人権に関する人権教育課題」は盛り込むのか、見解等を示されたい。

（3）改定計画の検討にあたっては、下記にある個別の人権教育課題に取り組む府の基本的考え方を示されたい。

- ①部落差別事象への対応強化と部落問題研修の充実・強化にあたって（再掲）
- ②障がい者差別等を支える優生思想の払拭へ、政府「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」の具体化にあたって
- ③「ハンセン病回復者に対する根深い偏見と差別」の解消にあたって
- ④「排外意識」が拡大してきていることへの懸念等をふまえた、在日外国人問題に関する偏見等の解消にあたって
- ⑤LGBT理解増進法に基づく政府「基本計画」の具体化に関して
- ⑥「地域共生社会の実現」へ、人権尊重と福祉マインドを有した人材育成（人権教育としての福祉教育の推進）にあたって
- ⑦「権利としての労働教育（ワークルール、働く上での権利と義務、ハラスメント等）」の推進にあたって（キャリア教育だけではない）
- ⑧インターネット・リテラシー解消（SNSいじめ・ネット詐欺・闇バイト等含む）に向けた教育の推進

（回答）

- 現行の計画においては、「この間の人権をめぐる状況」や「人権教育の推進」の背景として、いじめ問題や子どもの貧困、インターネットを使ったヘイトスピーチや同和問題など、個別の人権に関する人権教育課題について盛り込んでおります。そのうえで、各部局においては、策定する計画や施策にもとづいて取り組みを進めているところです。
- 今回お示しいただいた課題については、いずれも人権意識の高揚を図る施策を進めるうえで踏まえておくべき重要なものであると認識しており、今般の改定にあたっては、これまでと同様、前回改定時からの社会情勢の変化として、人権審委員の意見もいただきながら、府民意識調査の分析結果もふまえて計画に反映させてまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権企画課